

○ 水産政策審議会議事規則の一部を改正する規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
<p>漁港漁場整備分科会</p>	<p>漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>	<p>漁港漁場整備分科会</p>	<p>漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
<p>名称 資源管理分科会</p>	<p>所掌事務 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>	<p>名称 資源管理分科会</p>	<p>所掌事務 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第三百三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項</p>
<p>(分科会) 第十条 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び漁港漁場整備分科会の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。</p>		<p>(分科会) 第十条 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び漁港漁場整備分科会の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。</p>	

(部会)

第十一条 審議会に企画部会を置く。

2 企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項に関し調査審議するものとする。

3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。

4・5 (略)

(部会)

第十一条 審議会に企画部会を置く。

2 企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）並びに内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により審議会の権限に属させられた事項に関し調査審議するものとする。

3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律及び内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。

4・5 (略)

## 附則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、同規則第十一条の改正に係る規定は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

# 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の概要

## 背景

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫している。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要。
- 国際的にIUU(違法・無報告・無規制)漁業のおそれの大きい魚種について、国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められている。既に対策を講じた欧米に次ぐ水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要。
- これらを踏まえ、国内で採捕される特定の水産動植物について、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るとともに、輸入される特定の水産動植物について、適法性を証明する仕組みとすることでIUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐ。

## 法律案の概要

### I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

#### (1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの(届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととする。届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。(第3条第1項・第2項)

#### (2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。(第4条・第5条)

#### (3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。)(第6条・第8条)

#### (4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。(第10条第1項)

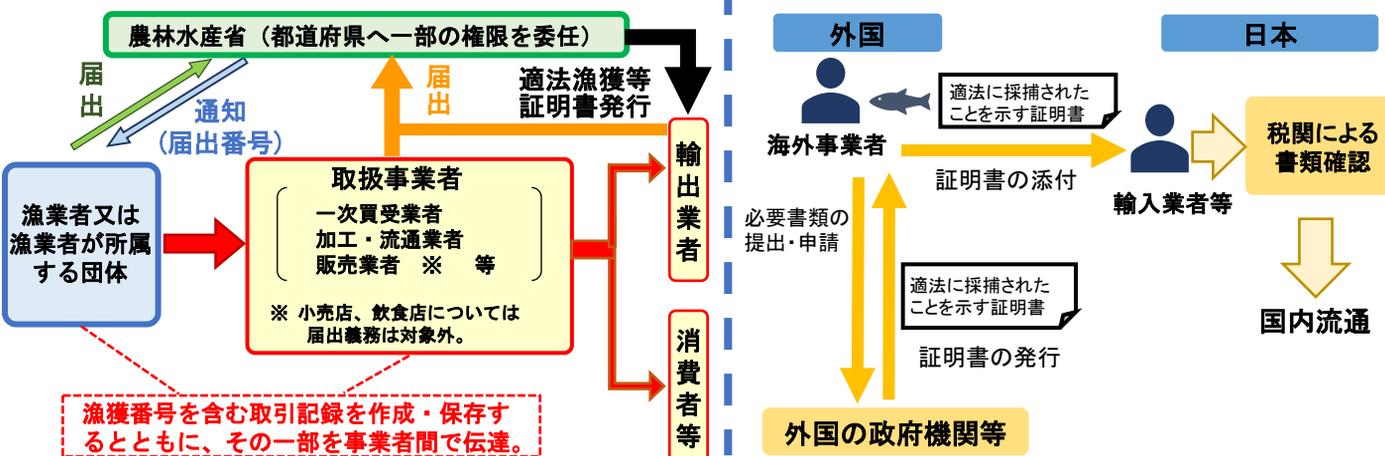
### II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

#### 輸入の規制

特定第二種水産動植物(国際的にIUU漁業のおそれの大きい魚種)等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。(第11条)

#### 特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム

#### 特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

### III 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。  
(※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前(6カ月前)から、事前の届出を可能とする。)

### その他

※ 施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。

## 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 (水産流通適正化法) に係る水産政策審議会の審議事項

### 【企画部会関係】

第2条第6項	特定第一種水産動植物及び特定第二種水産動植物を定める省令の制定及び改廃についての調査審議
--------	--

#### ○参照条文

##### (目的)

第一条 この法律は、国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び海外において違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定第一種水産動植物」とは、水産動植物のうち、国内において違法かつ過剰な採捕（外国漁船（日本船舶以外の船舶であつて、漁ろう設備を有する船舶その他の漁業の用に供されているものをいう。第四項において同じ。）によるものを除く。）が行われるおそれ大きいと認められるものであつて、その資源の保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

##### 2・3 (略)

4 この法律において「特定第二種水産動植物」とは、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとして農林水産省令で定めるものをいう。

##### 5 (略)

6 農林水産大臣は、第一項及び第四項の農林水産省令を定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

# 【参考】改正案反映版

## 水産政策策定審議会云議事規則

### (召集)

第一条 水産政策審議会（以下「審議会」という。）は会長が召集する。  
2 審議会を召集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに審議会の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

### (議長)

第二条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### (会議)

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。  
2 審議会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第四条 審議会の会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けるものとする。

### (職員の出席)

第五条 会長は、必要があると認めるときは、関係の職員を会議に出席させることができる。

### (会議の公開)

第六条 審議会の会議は公開とする。ただし、漁港管理者の処分に関する不服審査に係る会議など、審議会が必要と認めた場合には非公開とすることができる。

### (議題)

第七条 審議会の会議においては、あらかじめ通知した事項に限って議決することができる。ただし、審議会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

### (答申書の作成等)

第八条 会長は、審議会が諮問事項につき調査審議を終わったときは、答申書を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。審議会が農林水産大臣に建議するときもまた同じ。

### (議事録)

第九条 会長は、次の事項を記載した審議会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、閉会の年月日・時刻
  - 二 出席した委員の氏名
  - 三 諮問事項
  - 四 議事
  - 五 議決の数
  - 六 報告書
  - 七 答申書
  - 八 その他重要な事項
- 2 議事録は、農林水産省に設けられる文書窓口において縦覧に供するものとする。  
3 会長は、前項の規定にかかわらず、審議会の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、審議会の議決を経て、同項の議事録に代えて縦覧に供することができる。

### (分科会)

第十条 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）第五条第一項に規定する資源管理分科会及び漁港漁場整備分科会の所掌事務のうち、次の表の上欄に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

名称	所掌事務
資源管理分科会	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項
漁港漁場整備分科会	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項

2 分科会は、その調査審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(部 会)

第十一条 審議会に企画部会を置く。

2 企画部会は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十条第三項及び第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項に關し調査審議するものとする。

3 前項に規定する企画部会の所掌事務のうち、水産基本法第十条第三項、沿岸漁場整備開発法、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法、持続的養殖生産確保法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項については、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。

4 分科会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

5 部会は、その調査審議の結果を審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。）に報告しなければならない。

(特別委員)

第十二条 特別委員に調査させるべき事項は、特別委員ごとに会長が定める。

2 特別委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるとする。

(規則の改正)

第十三条 この規則の改正は、審議会の議決をもって行う。

(雑 則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に關し必要な事項は、会長が定める。

(準用規定)

第十五条 分科会及び部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」と、部会にあつては「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成十三年七月十一日から施行する。

2 平成十四年三月三十一日までの間、第十一条第一項に定めるもののほか、審議会に漁港漁場整備部会を置くものとする。

3 漁港漁場整備部会は、漁港法の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十二号）附則第二条及び第三条の規定により、同法の施行前に策定することができることとされた漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針及び漁港漁場整備事業に関する長期の計画に關し調査審議するものとする。

4 前項の所掌事務については、漁港漁場整備部会の議決をもって審議会の議決とする。

5 漁港漁場整備部会については、第一条から第七条まで、第九条、第十二条第二項及び第十四条の規定を準用する。

この場合において、第一条、第二条、第五条、第九条第一項及び第三項、第十二条第二項並びに第十四条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十年七月三十一日から施行する。

#### 附 則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、第十条の改正規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。

#### 附 則

この規則は、水産政策審議会議事規則第十三条の規定による水産政策審議会の議決があつたときから施行する。ただし、同規則第十一条の改正に係る規定は、特定水産動植物等の国内流通の適性化等に関する法律（令和二年法律 第七十九号）の施行の日から施行する。